

## 入院時食事療養費について

令和7年度診療報酬改定に伴い、令和7年4月1日より  
入院時食事療養費自己負担金額が改定になります。

【入院時食事療養費の標準負担額】		2025/3/31まで	2025/4/1より
一般		1食 490円	1食 510円
小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者		1食 280円	1食 300円
住民税非課税世帯※1	過去12ヵ月以内の 入院期間が90日以下	1食 230円	1食 240円
	過去12ヵ月以内の 入院期間が90日超	1食 180円	1食 190円
	70才以上で世帯員の所得が 一定基準に満たない方※2	1食 110円	1食 110円

- 入院期間中の食事費用は、健康保険法等の規定に基づき健康保険から支給される入院費食事療養費と入院患者が支払う標準負担額でまかなわれています。
- 一日の標準負担額は3食に相当する額が限度となります。

※1 住民税非課税世帯に該当する方は、加入されている医療保険の保険者で「標準負担額減額認定証」を申請し、発行された「標準負担額減額認定証」を被保険者証に添えて入院受付へご提示してください。

※2 一定基準に満たない方（次のような場合が該当）

- 1) 単独世帯の場合（年金収入のみ） 年収約80万円以下
- 2) 2人世帯の場合（年金収入のみ） 年収約160万円以下

＝各々年収80万円以下

杏林大学医学部付属病院